飛騨市民病院

超音波画像診断装置購入及び保守業務
仕様書

国民健康保険 飛騨市民病院

１．仕様書概要

（１）案 件 名　飛病物－１５号　飛騨市民病院 超音波画像診断装置　購入

（２）納入場所　飛騨市神岡町東町 725 番地　　国民健康保険 飛騨市民病院

（３）納入期限　令和９年３月３１日

（４）購入物品名及び数量

品　　名	メーカー	品番・規格等	数　量	備　考
超音波画像診断装置	富士　ARIETTA750DISE システム	DeepInsightSE	１式	同等品不可 (機器の構成は別紙設計書のとおり)

２．装置概要・基本要件

（１）主な仕様および技術要件

（１）－１．超音波診断装置本体（ARIETTA750DeepInsightSE）は、AI 技術を活用したノイズ除去技術「Deepinsight」を搭載し、高感度・高コントラスト・高空間分解能を両立したハイエンド超音波画像診断装置であること。また、検査効率の向上および検査者依存の低減が図れるワークフロー機能を備えていること。

①電気的定格：AC100V（50/60H ｚ）、最大消費電力 900VA 以下であること。

②外形寸法：幅約 550ｍｍ×奥行約 900ｍｍ×高さ約 1220～1700ｍｍ（可動範囲含む、許容誤差±10%）

③本体質量：約 136kg（±10%）

④プローブ接続ポート：同時活性（アクティブ）ポート４口以上、及びパーキングポート２口以上を有すること。

（１）－２．画質・信号処理技術

①Deepinsight 技術：ＡＩを用いて開発された、電気ノイズと組織信号を識別してノイズのみを的確に除去する画質向上技術を有すること。

②CarvingImaging：被検者依存を抑え、組織構造の視認性を高めるための安定した輪郭描出・画像処理技術を搭載していること。

（１）－３．ワークフロー・アプリケーション機能

①操作性向上機能：ボタン操作数を大幅に削減し、検査を効率化するプロトコルアシスタント（ProtocolAssistant）機能を備えていること。

②血管自動計測：血管計測や検査時間を低減する、自動計測支援アルゴリズム（iVascular など）

③動画処理機能：スローモーションでリアルタイムに表示可能「DainamicSlow-MotionDisplay」機能を有すること。

（２）性能・機能以外の要件

①納入する機器は全て新品、未使用のものであること。

②数量及び仕様の変更は認めない。

③納入する機器は、設置までの間に機器の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議のうえ最新の仕様で納品すること。

④契約日から装置納品日及び装置納品日から１年間以内にリリースされたソフトウェアバージョンアップについては無償にて納入すること。

⑤機器納入にあたっては納入期限を厳守し、当院と協議のうえ納入日時を決定すること。

⑥機器搬入にあたっては必要に応じ、その搬入経路の壁、床等必要な箇所の養生等を施すこと。また別途指示があった場合はその指示に従うこと。

⑦搬入据付に際し、建物等に損害を与えた場合、或いは汚した場合は、速やかに当院に報告し、自己の責任において現状復帰または清掃を行うこと。

⑧病院側システムとの接続が必要な機器については、当院とシステム側担当者と協議のうえ、詳細な打ち合わせを行うこと。

⑨納品については、期日前であっても出来る限り早く納品できるように努めること。

⑩納品を完了した時には、当院による納品検査を受けること。

⑪搬入・据付・配線に係る付帯工事、運搬・調整・整備及び使用説明並びに使用訓練指導の費用については、これを含むものとする。

⑫当院職員への取扱説明の日程は、当院の指示に従い、誠意を持って対応すること。

⑬機器の納品検査後、当院職員に対して使用説明及び訓練を実施し、機器使用開始時には、その技術を習得できるよう十分な指導をすること。

⑭納入後においても一定期間は機器稼動時技術者を派遣及び立会いをさせ、機器の稼動性能を確認するとともに、当院職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により病院職員と協議すること。

⑮据付工事が必要な機器は、据付工事ができる期間が決定し次第、当院と協議のうえ納入日時を決定すること。また、その際は事前に工事行程表を提出し、当院の承認を得るものとし、別途指示のあった場合には、その指示に従うこと。

⑯主要機器の無償補償期間は機器引き渡し後１ヵ年とし､期間中に生じたトラブルは十分把握し、期間修了前に完全な機能の状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告し、承諾を受けること。

⑰必要に応じて既存品の引き取りを行うこと。

⑱その他、当仕様書に記載のない事項については、適宜当院との協議に応ずること。

３．保守業務（メンテナンス及び障害支援体制）の要件

（１）保守業務（メンテナンス及び障害支援体制）においては、以下の要件を満たすこと。

①年に１回、対象機器の点検、調整、定期交換部品の交換のための定期点検を実施すること。
　また、点検時に不良箇所を発見した場合は、修理及び調整を行うこと。

②年間を通じて故障時の連絡体制が整備されていること。
③納入検査合格後１年間は無償で保守を行うこと。
④無償期間後より、保守業務として「安心プラン６年」につなげること。
⑤障害発生時には、復旧のための連絡を受けてから迅速な現場対応ができる体制を整えること。
⑥故障によって当院の運営に支障をきたす物品については、代替品の確保ができること。
⑦消耗品及び交換部品の提供ができる体制にあること。
⑧調達物品は、納入後においても稼動に必要な消耗品及び故障時に対する交換部品の安定した供給が確保されていること。